

開会の日 令和6年3月22日(金)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7人)

委員長	住 田 清 美
副委員長	籠 山 恵美子
委員	高 原 邦 子
委員	前 川 文 博
委員	澤 史 朗
委員	水 上 雅 廣
委員	中 田 利 昭

◆欠席委員(なし)

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
総務部長	谷 尻 孝 之
総務部次長兼総務課長	洞 口 廣 之
財政課長	上 畑 浩 司
管財課長	砂 田 健 太 郎
税務課長	竹 原 尚 司
税務課長補佐兼市民税係長	吉 本 法 之
総務課行政係長	廣 元 久 之
総務課人事給与係長	田 中 裕 子
財政課財政係長	三 木 隆 子
管財課施設管理係長	澤 田 充 弘
市民福祉部長	藤 井 弘 史
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都 竹 信 也
市民福祉部次長兼市民保健課長	大 上 雅 人
地域包括ケア課長	佐 藤 博 文
市民保健課長補佐兼市民係長	川 上 聡 子
市民保健課長補佐兼保険年金係長	板 屋 和 幸
総合福祉課障がい福祉係長	籠 戸 重 明
地域包括ケア課介護保険係長	星 野 步
地域包括ケア課地域医療係長	中 垣 由 香
地域包括ケア課地域包括支援センター係長	井 谷 直 裕
教育長	沖 畑 康 子
教育委員会事務局長	野 村 賢 一
生涯学習課長	古 田 善 尚
スポーツ振興課長	西 田 博 和

生涯学習課担当課長兼教育振興係長	米 澤 智
生涯学習課生涯学習係長	渡 邊 郁 絵
スポーツ振興課スポーツ振興係長	重 田 亮
会計管理者	渡 邊 康 智
監査委員事務局課長補佐兼監査係長	加 藤 憲 子
消防長	堀 田 丈 二 郎
消防本部総務課長	松 下 直 喜
消防本部予防課長	竹 原 勝 浩
消防本部予防課主査	間 所 篤 司

◆職務のため出席した
事務局員

議会議務局長	岡 田 浩 和
書記	畠 中 み な み

◆ 本日の会議に付した事件

・ 付託案件審査

- 議案18号 飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案19号 飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案20号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案21号 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案22号 飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案23号 飛騨市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案25号 飛騨市精神障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例について
- 議案26号 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案27号 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案28号 飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案29号 飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案30号 飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案31号 飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案32号 飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について
- 議案33号 飛騨市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて
- 議案34号 証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 議案35号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案36号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案37号 飛騨市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案38号 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
- 議案39号 指定管理者の指定について（飛騨市西忍コミュニティーセンター）

- 議案40号 指定管理者の指定について（飛驒市古川トレーニングセンター）
- 議案41号 指定管理者の指定について（飛驒市サン・スポーツランドふるかわ及び飛驒市古川町森公園）
- 議案42号 飛驒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案43号 飛驒市手数料徴収条例及び飛驒市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

(開会 午後1時00分)

◆開会

●委員長（住田清美）

それでは、ただいまより第4回総務常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託されました案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に、理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いいたします。

◆1. 付託案件審査

議案第18号 飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

それでは付託案件の審査を行います。

初めに、議案第18号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（住田清美）

谷尻総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長（谷尻孝之）

総務部案件6件あります。皆様よろしくようお願いいたします。

まず最初に、議案第18号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

8ページの要旨をよろしくようお願いいたします。まず、提案理由でございます。バス定期券制度の統一化に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等でございますが、市独自の改正です。

次に、条例の概要です。まず、改正の趣旨でございます。現在発行しているバス定期券はその種類によって利用範囲が異なっていることから、同じ区間であっても路線によっては利用できない場合もあります。そこで市が発行する定期券と民間事業者が発行する定期券を統一化し、定期券の利用範囲を乗合タクシーを除く全路線とすることで、分かりやすく便利なものとし、バス路線全体の利便性向上と利用促進を図るため改正するものでございます。また、高等学校等通学定期券を学生定期券に改め、小学生や中学生も利用対象として明確化します。

次に、改正の内容です。まず1つ目としましては、路線名称「かみおか循環乗合タクシー」を「かみおか循環線」に変更します。次に、高等学校等を学生に変更することとございます。3番

目として、一般定期券及び学生定期券の利用範囲を、乗合タクシーを除く全路線に変更します。4点目としましては、バス定期券統一化により、学生の利用料の特例のうち、他のバス定期券所有者の乗継割引要件を撤廃いたします。

次に、市民への影響です。これまで路線、区間で制限されていた学生定期券は、市内全てのバス路線で利用可能となり、移動できる時間帯や範囲が拡大し利便性が向上します。次ページの実例③をご覧ください。習い事などの利用でございます。「中学生と小学生の子供が週6回、濃飛バスを利用して古川町内から神岡町のバレエスタジオに通っておりまして、回数券購入に当たり家計への負担を感じている。」とのご意見が寄せられました。こちらは、飛騨市におけるバス運賃制度の見直しに係るパブリックコメントとして寄せられた意見となります。

今回の改正により、月に10日以上バス利用される学生であれば定期券利用のほうが安価となることから、利便性が向上されるものです。

最後に施行日ですが、令和6年4月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

同じ定期券で使えるという話ですが、現状は濃飛バスの路線、高校生で言えば年間特約定期券を月6,000円払って例えば神岡営業所から古川駅前という区間で使っていると思います。あと、ひだまるのほうは別で200円区間の月4,000円だったかの定期券があるんですが、これは濃飛バスのほうの神岡－古川間の定期券を持っている人は飛騨市内全てのものに乗れる。6,000円分だけでいいという話なのかその辺はどうなんですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

ご指摘のとおりでございます。6,000円の定期券を買っていただければ全ての路線に乗れるという形に変更いたしますので、例えば吉城高校から神岡町の西里まで濃飛バスで帰ってこられて、そこからひだまるの路線に乗り換えられて、例えば麻生野のほうに行かれるということも6,000円の範囲内で済むということで、利便性は飛躍的に高まるものと考えております。

○委員（前川文博）

そうすると旧町村内の200円区間とまたぐ区間の300円区間、定期券が4,000円と6,000円と2種類あるのですが、これの取り扱いはどういうふうになりますか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

同一町内は4,000円、ゾーンをまたぐ場合は6,000円、学生の定期券につきましてはこの単価で統一をいたします。

○委員（前川文博）

そうすると、濃飛バスに乗ろうがひだまるに乗ろうが、神岡町内定期券、古川町内定期券というそういう区域か、飛騨市全体で乗れる飛騨市定期券というパターンになると思うんですが、学生はその金額ということでしたが一般向けはそれより2,000円ぐらい高い金額でいくんですか。その辺はどうでしたか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

1点目、飛騨市の定期券といたしましてゾーン内の定期券とゾーンを超える定期券の2種類を

用意する予定であります。

それから一般の定期券ですが、ご指摘のとおりゾーン内につきまして一般は6,000円といたしますので、学生より2,000円高くなります。また、ゾーンを超える場合は一般は9,000円ということにさせていただきまして、学生割引より3,000円高いという形で統一をいたします。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

これの経費というか財源というか、心配は心配で、裏打ちはどうなるのかなって感じですけど。今までもこれで十分できるならやっていたんでしょうし。今こうやって決断をしてこういうふうにするということは、財政の持ち出しというものがあるのかなと思いますけど、その辺りはどういふふうなんですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

この市内のバス路線につきましては、国庫補助金の対象になります。市が赤字補填をした場合、市内の古川・神岡線もそうなんですが、実際運行経費を収入だけでは賄えません。これは市のほうで濃飛バス路線についても例えば同じゾーン内だったら200円、私でしたら古川町から神岡町まで300円ということで統一させていただいております。その関係もありますから収入は下がることになります。

経費と収入で賄い分については残りを国庫補助金で補填をいただいて、さらに不足する場合はこれまでも市がその分を出しておるといふ形にしておりましたので、これは今の定期券の金額を考えるに当たってそこら辺の試算もいたしておりますけれども、基本的に学生は年間のバス券を買われる方が多いです。年間の方は実は1年間で7万2,000円、これは今の改正後も変わりません。ここをさらに安くするというのではなくて、3か月とか6か月とかいろいろな定期券があるんですが、学生の年間定期券というのは特例で本当に安くしてあったんですね。なので、そこを上限としてそれを超えるようなことまではいたしておりませんから、大幅に濃飛バスの収入が減少するというようなことは今のところ想定しておりません。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

冒頭の説明のときに、市民への影響のところでも事例③のところをお話になったと思うんですけども、月の定期、学生だと古川町から神岡町へ行く場合6,000円という金額ですよ。6ページ、条例の中の「1日乗車券」というものがありますよね。小学生だと1日乗車券で300円ですよ。

「10日以上バス利用される学生であれば」と書いてあったんですが、20日使わないとペイができないという計算になるのですが、計算は合っていますでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務課行政係長（廣元久之）

今ほどのご質問なんですけども、10日以上使うと安価になるということが書いてあるんですけども、結局この表に載っている300円というのは片道300円で往復600円になるということです。

(澤委員「小学生は半額でしょう。」と呼ぶ)

●委員長 (住田清美)

このことについての答弁は後でお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

◆休憩

●委員長 (住田清美)

暫時休憩といたします。

(休憩 午後1時13分 再開 午後1時16分)

◆再開

●委員長 (住田清美)

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいまの答弁をよろしいでしょうか。

□総務部長 (谷尻孝之)

先ほど説明の中で月に10日以上バス利用される学生であればという説明があったわけですが、ここで言う学生と申しますのは中学生以上ということでよろしくをお願いいたします。

●委員長 (住田清美)

質疑はこれで終結いたしました。

それではこれより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第19号 飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

次に、議案第19号、飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長 (谷尻孝之)

それでは、議案第19号、飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

4ページの要旨をご覧いただきたいと思います。まず、提案理由でございます。飛騨市下水道

事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することによる職員定数の変更に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等ですが、市独自の改正となります。

次に、条例の概要でございます。改正の趣旨及び内容でございます。下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、市長の事務部局の定数に含まれている当該事業に関わる職員の人数を減じ、これに相当する人員数を上下水道事業の定数に加えるものです。市長の事務部局が5名減、上水道事業にその分プラス5名という形です。全体の人数変更はありません。

市民への影響等は、特にありません。

最後に施行日でございますが、令和6年4月1日となります。なお、備考欄にありますように令和6年4月1日見込みでの市長の事務部局配置職員実数でございますが、359人となります。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

よく分からないんですけど、「地方公営企業法の規定の全部適用に伴い」というこの全部適用ってどういう意味なんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

名のとおり地方公営企業法の規定が上下水道には全て適用されるということです。反面、病院事業は財務規定のみの適用ということになっております。なので、上下水道事業には公営企業管理者という方を置く形になります。これは、うちの場合は市長が兼ねておりますけれども、実は所属が別になるんです。なので、市長部局とは別に上下水道部局ということで定数条例も分けてある。反面、病院事業に関しては市長部局の中に入っているということでございます。

○委員（高原邦子）

よく分かりませんが、10名は前から10名いるわけですよね。プラス5名にしないと全部適用にはならないということになるんですか。その辺どうですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

これまで上水道事業の実数は古川町に4人、神岡町に2人の6人ございました。前回の議会で上下水道事業にするということで議決を賜りましたけれども、下水道の実人員が古川町に4名、神岡町に1名の5名ということでございました。したがって、6足す5で11になるわけですね。そうすると10名のままでは定数を超えた配置ということになってしまいますので、そもそも余裕のあった10名に実数の下水道部の5名を足した15名で、若干定数に余裕を持たせた形で現在の配置数を賄いたいといった意味での提案であります。よろしくお願いたします。

○委員（高原邦子）

確認します。今は実際11名で、定数を15名にしておけばそのうちだからオッケーと。実際は増やすということはないということですか。私が心配しているのは、数を多くして人件費諸々が上がっていくと、上下水道関係がまた料金の値上げのほうにつながっていくのではないかとこの

とだったので、今の説明ですと15人にしておいても11名でもいいですよというふうに理解すればよろしいですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

この定数の総数というのは、合併以来、変わっていないのではないかと思います。これまでもいろいろな答弁を差し上げる際に、実際の定数につきましては職員の適正化計画の目標値をもって、その中で管理しておるといったようなご説明をさせていただいているかと思います。この定数条例自体もそのラインまで下げればどうかというようなご議論もあろうかと思うんですが、これにつきましては、先般、水上委員の市長答弁で、「令和11年には51歳から60歳までの職員が98人になってピークを迎える。」というご答弁を差し上げたかと思えます。これらがそれを超えますと、定年前に61歳から65歳の役職定年の職員としてその人数がそっちに移行していくわけですね。そうしたときに、今度は若い層の職員がいなくなってしまうことを避けるために、この定年延長という制度が完成するまでの間は、若干職員数は増やさざるを得ないのではないかと思います。辞めていかないんだから下を入れないということになってしまうと、例えば5年間全然若い職員を入れないというときが必要になってしまっていて、これは続いていきません。

そういったこともあって、今定数をここで実数に切り込むのではなくて、来年度をもって今回の第3期の定員適正化計画の終期を迎えますから、来年度その辺りもしっかり検討して、必要であればこの定数条例の変更もあるとは思いますが、こちらについてはしっかりとした検討の中で考えていまいりたいということですので、よろしく願いいたします。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

要するに、公営企業法によるこの事業の中に5人増えるということですよ。その人件費というのは公営企業のほうで全部持つということになるんですよ。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

そちらのほうで持つ形になります。

○委員（籠山恵美子）

これは正職員ですよ。そうしますと、企業会計が大変だなということになりますけれども、将来市民が払う水道料との関係で言うと、その辺りの目算は取れているのでしょうか。

□総務部長（谷尻孝之）

そちらのほうの経営計画等々につきましては水道事業のほうで聞いていただければいいと思うんですけど、基本的に会計上的にはこちらで持つという形になりますし、当然、料金に含まれるというような形になろうかと思います。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

ちなみにこの正職員5人分の人件費は、年間どのぐらいになりますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務課人事給与係長（田中裕子）

今すぐ資料が出ないので、また後で提供させていただきたいと思います。

○委員（籠山恵美子）

確認しますが、やっぱりこれが一番いい方法という考え方ですか。この条例改正は正しいなという感じですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

実際にこの上下水道を合わせまして、先ほど申し上げた11人がこの業務に現在も従事しているわけです。この下水道5人というのは、これまで公営企業法の適用がなかった特別会計の予算の中にいた職員なんですね。これが来年度以降は公営企業会計に含まれるということでもありますから、この人員がいないと、例えば配水池の管理ですとか、管の管理ですとか、実際の料金の收受ですとか、そういった事務ができないということになりますので、ここを増やして市長部局をその分減らすというような考えでつくったものではございません。実際に公営企業会計を運営するために、必要最低限の人員を置くためにこの改正をさせていただいたという趣旨でございますのでよろしくお願いたします。

○委員（籠山恵美子）

上下水道を統合することによって、仕組み上、公営企業法のほうに人が移ってくるということですか。違いますか。

□総務部長（谷尻孝之）

会計の話をしていただきますと、上水道と下水道はまず別だということ。下水道につきましては、今も特別会計ですが、今まで特別会計でやっていたものを基本的にはその枠の中での地方公営企業法の適用を受けるといって変わっただけであって、例えば先ほど言った人件費であるとか、そういったものは今まで特別会計の枠の中でやっていたものですから、こちらに移行したことによって特段増えるであるとか、そういうことは一切ございません。

○委員（籠山恵美子）

そのことを確認したかったんです。つまり今まで全く関係ない人の分、5人分を公営企業会計で見なければならぬんですよということではない。特別会計にいた人の人件費がここに一緒にくっついてくるという理解でいいんですか。だって増えないんでしょう。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

ちょっと整理をいたします。公営企業の会計に今まで下水道というものは公共下水道とか特別環境保全公共下水道、農村下水道等ございました。幾つかに会計が分かれておりましたけれども、これを1つの下水道事業という会計に統合をして公営企業法を適用するということです。これまでいた職員はそのまま同じ人工をそちらの会計のほうへ移しますので、そこを増やすということではありませぬのでお願いたします。

○委員（高原邦子）

ちょっと私も頭が混乱しています。10名なんだけど11名というのは上水道のことですよ。そうすると違反状態というか、それでも何もペナルティーとかは来てないんでしょう。その辺はど

うなんですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

3ページの新旧対照表をご覧ください。現行で上下水道事業となっているかと思います。これが12月の改正までは上水道事業ということでした。上水道事業が10名だったということですね。施行しますのは令和6年4月1日からです。なので、適用されるのも令和6年4月1日からですから、そのときに初めて下水道事業も公営企業に移り変わるわけですから、4月1日時点で適法になります。現在はまだ下水道は公営企業ではありませんから職員を置く必要はないということになります。

○委員（水上雅廣）

さっきの説明があったものですから多分混乱するので、現状で上水道に何人で下水道に何人おるか。それが変わりませんと言ってもらえればそれで済むのではないかと思うんですけど、そういうことではないんですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

ご指摘のとおりでございますのでお願いいたします。

11人の内訳ですが、先ほど申し上げましたけれども上水道に6人、下水道に5人でございます。

●委員長（住田清美）

先ほどの人件費に関しては答弁できますか。

□総務課人事給与係長（田中裕子）

令和5年度の当初ベースで見ると、先ほどの3会計、公共下水道と農村下水道と特別環境下水道を足すと4,537万1,000円ですが、当初予算で提出させていただいている下水道の会計の人件費が4,650万2,000円、今の人事院勧告とかで職員の給与が上昇している分があるんですけど、令和5年度と令和6年度を比べてもあまり差はないというふうです。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第20号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第20号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、議案第20号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

6 ページの要旨をご覧ください。まず、提案理由でございます。定年引き上げに伴う級別基準職務表の変更及び診療所長の処遇改善に伴う改正となります。

制定改廃の根拠等ですが、市独自の改正となります。

次に、条例の概要です。改正の趣旨及び内容でございます。1つ目としましては、令和5年4月1日に施行された管理監督職勤務上限年齢制度により、60歳に到達した日に管理監督職として勤務している職員については、60歳に到達した翌日から同日以後における最初の4月1日までの間に降任等を行い、行政職給料表（一）の職員につきましては4級の主幹につくこととなります。併せて監督職の係長についても組織の新陳代謝を促す必要性から、降任を伴わない職務の変更が可能となるよう、級別基準職務表の3級に主任主査を加え、他の給料表についても同様の改正を行うものでございます。2つ目としましては、級別基準職務表の「〇〇に相当する職務」という表記につきまして、国が実施する給与実態調査において曖昧な表現は避けるよう指摘があったため、国の求めに応じて「〇〇の職務」という表記に改めるものでございます。3番目としましては、診療所の医師について、現行の規定では3級が最高級でありましたが、高度の知識経験を必要とする業務を行う診療所長については4級へ昇格できるよう改正するものでございます。

次に、市民への影響等でございますが、影響の規模として（1）、（2）は影響ありません。（3）につきましては、86万6,000円、2名分となります。

最後に施行日でございますが、令和6年4月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

市民への影響のところ、（3）は86万6,000円の予算が伴うんですね。この2名というのは、要するに4級へ昇格する方がいらっちゃって新年度予算ではこれだけ増えますよということですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務課人事給与係長（田中裕子）

そのとおりです。

○委員（籠山恵美子）

高度の知識経験を必要とする業務というのは、具体的にはどこが違ってそれが昇給につながるのでしょうか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

実際の問題といたしまして、医療職給料表（一）、医師級ですけれども、普通に大学を卒業してすぐに奉職されたような方のケースの場合、50歳くらいでそれ以上上がらないところまで上がってしまうんです。役職定年もございますが、医師の場合は役職定年も延長になりますので、65歳までの15年間は一切給料が上がっていかないという現実がございます。こういったことで、高度の知識経験ということになりますと、そこまでお勤めいただいておりますから長い間経験をいただいて知識もお持ちであるといった表現の仕方でありまして、この表現については例えば岐阜県ですとかいろいろなところもこういったような表現をして、少し新米の例えばその職の所長よりも経験を積んだ所長については、そういった表現をして処遇を考えているということがございますので、具体的にどういった高度な知識なのかということまではこの中に織り込んでおるものではございませんのでよろしくお願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、この4級へ昇格できるよう改正するとありますが、これは一体何級まであって、最高は10級とかではないんですか。

□総務課人事給与係長（田中裕子）

医療職給料表（一）については、飛騨市は5級まで適用しております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

今、籠山委員が高度の知識・経験というところを言われましたよね。こういった言葉を県が用いているから用いるとか、そういった考えはやめたほうがいいと思うんですよね。というのは、その前に「〇〇に相当する職務」という表記について、曖昧な表現は避けるよう指摘があったため、国の求めに応じて「〇〇の職務」という表現に改めるもの。」って書いているわけですよ。それでもって、高度とか高度ではないというもの。私に言わせると、これは人によって曖昧だと思うんですよね。ですから、幾ら県がそういうふうに行っているからではなくて、この飛騨市に合わせてこういった文言を精査してこれからの時代に合っていくのかどうかということをお気をつけて見てくれる係の方っていないのかなと思うんですが、私は高度とか程度を図ることができない本当に曖昧な、人によって違うものをこういったものに出してくることはいかがかなと思うので、その点をこれから先は考えていただくとかできませんか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

国から「相当する」という文言自体が曖昧だという指摘があつて直したんですが、確かに高原委員がおっしゃるようなお考えもあろうかと思えます。また、今回はこういった形で提案させていただいておりますけれども、この辺につきましてもほかの自治体の例等も参考にしながら、もっといい表現があれば検討してまいりたいと思えます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

上の行政職の給料表関係でお伺いしますが、7級が現状は部長クラスの職務ですが、次は6級に部長が入ってきて7級が高度の知識ということになるんですが、今の部長の方は4月1日からは給料表の6級になるということですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

今現在も6級の部長、7級の部長がおりますのでよろしくお願いたします。

○委員（前川文博）

今の7級の部長というのは高度の知識を持っているということで、次も7級ということの理解でよろしいですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

ご指摘のとおりでございます。

少し説明が足りませんでした。改正前、6級「参事又は参事に相当する職務」であるのに部長なのかという疑問が出るかと思えます。これは職務表という、職務という観点で参事、部長と分けているんですが、実はこの条例の下に「飛騨市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」という規則がございます。その規則の中で、職名を何々部長ですとか、何々事務局長ですとか、会計管理者ですとか、我々のような次長ですとか、こういったものを定めて適用いたしております。なので6級にも部長はいますし、7級にも部長がいるという形になってまいります。ただし、7級は部長のみ、振興事務所長以上のみという規則の取り扱いにしておりますのでお願いたします。

○委員（前川文博）

もう1つお願いたします。要旨のほうで見ると令和5年4月1日に施行された監督の上限、60歳を超えると降格となりますよというのがあってそれもあるんですけども、いろいろ書いてあるので端的に教えていただきたいのですが、例えば5級、6級、7級の方は60歳を超えたら次の年の4月1日からは主幹に降格して4級になると。係長のことも要旨には書いてあるんですが、その係長は3級の辺になるのですが、どの職の人がどこになるのか、多分これは職員の方もあまり分かってないとかあると思うので、この際詳しく教えていただければと。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

5級、6級、7級は昨年度の条例の改正によりまして、管理監督職に係る役職定年が適用されて4級の位置づけになります。これまで課長補佐というのが4級の職務でしたけれども、課長補佐というのはルート職なんです。部下がいて、上司がいて、中間の決裁を行う職でありますけれども、役職定年になった職員は4級に落としますが、そのルートに入らない立てつけにしております。

といいますのは、それをやりますといつまでたっても下の職員が決裁権のあるルート職に上がっていけないということになってしまいますので、スタッフ職として位置づけるという形の中で主幹という名前を設けまして、全員が主幹になるということでございます。

反面、係長もルート職でございます。係長のまま定年を迎えられた職員については3級のままということになりますけれども、そこも係長というルート職のままではなくて、スタッフ職としての降格は伴わない主任、主査という職に位置づけて処遇をしようといった趣旨の改正ござい

ますので、先ほどご指摘の5級、6級、7級については4級ということになってまいりますし、4級の課長補佐で終えられた方は主幹になります。3級の係長で終えられた方は主任、主査になります。3級の主査のまま定年を迎えられた方は主査のままということですのでよろしく願いいたします。

○委員（高原邦子）

私これを見ていて思ったのですが、60歳に到達した日ということは、それぞれ誕生日が違いますよね。でも、前のときは皆さん定年を迎えられて退職をされると。そのときに早生まれの人というのは60歳になってすぐに退職になるし、4月生まれの人は60歳でほとんどということもあつたと思うんですね。でも、これでいくと部長をしている人は60歳の誕生日を迎えたら翌日から下がるということで、私たちは誕生日が分かりませんよね。そういったことに対してどのように対応されていかれるんですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

6ページの要旨をご覧ください。改正の趣旨及び内容の（1）、2行目から読み上げます。「60歳に到達した日に管理職として勤務している職員については、60歳に到達した翌日から同日以後における最初の4月1日までの間に降任等を行い」というふうに書いております。定年後60歳に到達した以後初めて訪れる3月31日をもって定年ということになりますので、そういった年の途中で60歳を超えたから降任になるというようなことは発生いたしません。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第21号 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について
及び

議案第22号 飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第21号、飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第22号、飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

についての2案件を、委員会条例第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは議案第21号、飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

7ページの要旨をご覧いただきたいと思います。まず、提案理由でございます。地方自治法の改正に基づき会計年度任用職員へ勤勉手当の支給を行うための改正でございます。

次に、制定改廃の根拠等でございます。地方自治法の一部を改正する法律及び「地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について（通知）」に伴い所要の改正を行うものです。

条例の概要でございます。まず、改正の趣旨です。国の非常勤職員との均衡を図るため、地方自治法が改正され、全ての会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となりました。改正前の同法においても、フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給は可能でしたが、総務省からの助言では、会計年度任用職員に対しては勤勉手当を支給しないことが基本とされていたことから、市条例でも勤勉手当の支給に関する規定は設けておりませんでした。今般の法改正に合わせまして、総務省から令和6年度より下記の基準を満たす会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するよう助言が改められたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。1番目としましては、フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給でございます。まず、対象者ですが、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員。次に、勤勉手当の基礎額でございますが、給与を月額で定めているものは、月額。給与を時間額で定めているものは、時間額を月額に換算した額となります。次に、支給額でございます。勤務成績に応じて、勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額となるところでございます。

次に、2番目でございます。パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給として、まず対象者でございますが、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員。次に、勤勉手当の基礎額でございますが、基準日以前6か月以内の報酬のひと月当たりの平均額。次に、支給額でございますが、勤務成績に応じて、勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額となります。

次に、市民への影響等でございます。新年度予算における影響でございますが、フルタイムで4,355万5,000円、114名分です。パートタイム職員で3,239万7,000円、121名分となります。

施行日でございますが、令和6年4月1日となります。

併せて、議案第22号をお願いいたします。飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

4ページの要旨をご覧いただきたいと思います。提案理由につきましては、先ほど同様、地方自治法の改正に基づく勤勉手当の支給に伴う改正でございます。

次に、制定改廃の根拠等でございますが、先ほどと同様及び会計年度任用職員に対し勤勉手当が支給されることとなったことにより、所要の改正を行うものでございます。

条例の概要でございます。まず、改正の趣旨です。これまで会計年度任用職員については勤勉

手当の支給対象外のため、育児休業中の勤勉手当の支給に関する規定についても除外としておりました。しかし、令和6年度から会計年度任用職員も勤勉手当の支給対象となることから、同規定を適用できるよう改正するものです。

改正の内容です。育児休業をしている会計年度任用職員について、基準日以前6か月以内において勤務した期間がある職員については、正職員同様に勤勉手当を支給することとします。

市民への影響等は、影響の規模としてですが、育児休業を取得する会計年度任用職員は年に1名から2名程度ということになります。

施行日につきましては、令和6年4月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

今から子育てということで少子化対策でこういうことをやっていくのは非常に重要なことで、子供が増えていく希望になればいいのですが、1つあるのが、勤務成績に応じてという部分があります。この勤務成績というのは具体的にどんなようなもの話なんですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

この勤務成績というのは我々も年に2回、上期、下期に分けて能力評価、業績評価ということで上司が評価をいたしております。その成績に応じてこの勤勉手当というのが変わってくるという立てつけになっておまして、同じ立てつけのまま会計年度任用職員にも適用されるということになりますので、正規の一般職よりはちょっと簡略化した基準を設けておりますが、A、B、C、これはいろいろ積み上げた点数が81点以上がA、50以上81点未満がB、それ以下をCといたしまして、この区分に応じまして最後掛ける勤勉手当率に差を設けるといってございまして。

○委員（前川文博）

3段階のA、B、Cに分けてというのは分かるんですが、例えば見ていく内容ですよね。極端に言えば、学校で言えば出席したかしないかとか、朝遅刻したかしないかとかあると思いますけど、どのような内容が具体的にあるのかその辺を聞きたいです。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

先ほど申し上げましたように、能力評価と業績評価の2つに分ける予定にしております。能力評価というのは地方公務員として適正に日々執行ができるかとか、そういったことで上司の命に従ってしっかりやれるかとか、いろいろな細かい積み上げを行います。一方で業績評価というのは、上期、下期の初めに、この上期はこういう仕事をここまでの水準までやりますというような目標値を設定いたします。その充足度合いに応じて評価をするといったことで考えております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

勤勉手当の財源ですけど、ここの中に国庫支出金とかって入ってくるんですか、どのぐらい入ってくるんですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

職員の人件費というのは、基本的に我々もそうですが国庫補助金といったようなものの対象に

はなっていまいりません。地方交付税でそこら辺が捕捉されるということでありまして、今般も一般質問等でお答えをいたしておりますが、これまでも会計年度任用職員の制度が創設された際には、地方交付税に含まれる基準財政需要額の中にそれらを含めて充足されてきたわけでありませんが、今回この影響額に対してどれくらい見込まれるかというものについては、まだ具体なところは示されておりませんが、これまでの例によりますと、しっかり捕捉されて地方交付税の中に反映されてくるのではないかと考えておるところでございます。

○委員（籠山恵美子）

一応飛騨市にフルタイムの会計年度任用職員はこれだけいて、パートはこれだけいますと。それでこの国の定めによってやるならこれだけかかるんですよということを国にちゃんと提示するんですよ。交付税は玉虫色だとしても。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

地方交付税というのは実数を積み上げて報告してくるものではないんですね。全てがそうです。なので、この飛騨市の面積ですとか、人口ですとか、こういったもので算定されていまいりますから、実際にこれだけ雇っているからこれだけといったことが捕捉されるものではございません。ですので、そののりを越えたような、あまり大きな職員を抱えたりということがないように、そういったことも勘案しながら人員配置というのは考えておるところでございますのでよろしくお願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

特にパートの方もそうでしょうけど、フルタイムの方を見たら、この方は正職員なのかフルタイムかだなんて判別もせず一生懸命やってくださっているというふうな職員として見ているわけですけども、やっぱりその人たちの仕事をちゃんと評価して、収入もそれなりに保障されるということ言えば、ここで算定してきた額は何とか保っていただきたいなと思うし、これは自治体によっては要するにこういうことをやらない自治体、金額の査定、この勤務評価で加減したりするんですか。

実は、処遇改善で前年度にやったときに、4月に遡って支給するところとそれをやらない自治体というものが幾つもあって、これが問題になって報道されていましたが、それは結局、首長のさじ加減でしょうか、何でしょうか。そういうふうに自治体によって遡ってもらえるところと、12月からしかやらないよなんていうところあったのでは職員の方もたまらないと思うので、その辺のお約束事というか、そういうのはちゃんとしていただきたいなと思うので、市長にお聞きしてもいいですか。

△市長（都竹淳也）

遡りは確かに両方ありまして、うちは正職員も会計年度任用職員も変わらないという考えですからちゃんと遡ってやりましたが、それは確かにそう思っています。ただ、今みたいな話は、先ほどの根拠のところにもありますけど、地方自治法の運用に関する通知で国からこういうふうにして下さいということで要請があるものですから、これは当然日本全体の公務員の働きやすさの中で考えられてくることですから、当然飛騨市はそれはしっかりと遵守して、その要請に従う形でやっていくのが基本だと思っていますので、何かうち独自に切り下げたり、やめたりというつもりは持っておりません。

○委員（高原邦子）

確認ですが、フルで働くパートさんとかそういったものは地方交付税に反映されるようなことも言われたんですけど、実際のところそういう項目はないから分からないとか言われて、そうしたらどうやって反映されていますというその根拠を教えてください。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

反映されております。先ほど申し上げたのは飛騨市から会計年度任用職員のフルタイム職員が何人で、パートタイムが何人。補助金ですとそういうものを申請して、だから1人当たり幾らと来るのが補助金ですね。でも、地方交付税というのは、ちょっと難しい話になってくるんですが、地方財政計画に基づいて単位費用の中に職員の人件費を織り込んだものをもって算出していくという形になってまいりますから、個々具体の数値とかをもって算出するのではないんですが、これは地方公務員の給与、自治体で言うと義務的経費の部分でございますから、そういったところについては国が責任を持って地方交付税で措置するというのが地方交付税の趣旨でありますので、そういった意味ではしっかりその辺は算定されてくると考えております。

○委員（高原邦子）

皆さんのお給料もフルタイムで働く方、パートで時間制限の働く方も、みんなお給料を地方交付税で幾らか分からないけど算定しているということならば、そこで考えていかなければならぬのが入るを図りていずるを制すということがあって、そういうものもみんな計算されてのことだと思うんですが、職員の適正化がどうかということも見ていかなければいけないし、アウトソーシングをするならばその分どうするのかとか、本当に見直すところはいっぱいだと思うんですが、今回の一般質問でいろいろな方がいろいろな質問をされているんですけど、ああいったことに関して課長はどんなことを思いましたか。課長の意見を聞きたいです。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

こういったことを踏まえて人員の配置もですし、毎年予算、施策についてもその範囲で賄えるということを当然念頭に置いて施策を展開されているのが飛騨市政であると考えております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。最初に、議案第21号について採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものとして報告するこ

とに決定いたしました。

次に、議案第22号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第23号 飛騨市特別会計条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

次に、議案第23号、飛騨市特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長 (谷尻孝之)

それでは、議案第23号、飛騨市特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

4ページの要旨をお願いいたします。まず、提案理由でございます。飛騨市情報施設特別会計の廃止に伴う改正でございます。

次に、制定改廃の根拠等ですが、市独自の改正でございます。

次に、条例の概要でございます。改正の趣旨及び内容でございます。飛騨市情報施設特別会計の廃止です。飛騨市ではこれまでケーブルテレビ事業を展開する民間事業者の参入がなかったことから、市独自で特別会計を設け、市民からの利用料をもってケーブルテレビ事業を運営してまいりました。令和5年度より、これまでの市の事業引き継ぐ形で民間事業者が参入し、ケーブルテレビ事業に必要な施設の譲渡及び事業運営に係る引き継ぎが完了したため、特別会計を廃止するものでございます。

次に、市民への影響でございますが、会計に関しての市の方針を定めるものでありまして、市民等に直接的な影響はございません。

施行日でございますが、令和6年4月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長 (住田清美)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員 (高原邦子)

今回、廃止するということは分かるんですが、ケーブルテレビの事業は民間のコミュファに移ってしまっているからなんですけれど、その後も市民と語る会に行くとその後のこともいろいろ言われたりするんですね。そういった苦情とか困り事というのは聞いていかなければ、責任はあると思うんですが、「会計も閉めてしまおうし、いいわ。」ではなくて、その事業を運営してきた責任というものはもう少し続くのかなと私は思うんですが、その辺はどのように把握して対応されているのでしょうか。

●委員長 (住田清美)

答弁を求めます。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

民間のほうに譲渡いたしました。この議会で中継もそうですが、こういった放送もまだこの中で続けております。これは総務課内の情報システム系のほうがこの会計を所管しておったわけですが、現在においても料金のことですとか、速さのことですとか、苦情とかご要望をいただきます。これは私どもの職員のほうからコミュファの社員としっかり連絡を取れるような体制はいまだに維持をいたしておりますので、そういったことをしっかり民間の方に伝えていきたいと考えております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時10分 再開 午後2時12分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第25号 飛騨市精神障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

議案第25号、飛騨市精神障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、議案第25号についてご説明申し上げます。

5 ページの要旨をご覧ください。提案理由といたしましては、受給資格の一部変更及び支給手続きの簡素化のための改正であります。

制定改廃の根拠等につきましては、市独自の改正です。

改正の趣旨及び内容でございますが、まず1点目でございます。本手当は、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方を日頃支援している保護者に対して支給するもの、いわゆる在宅でという形でございますが、その手帳所持者が長期入院された場合、入院医療費は福祉医療制度や措置入院等公費負担により賄われるため、3か月を超えて長期に入院される場合は、保護者は手当を受給できないこととなっております。ただし、世帯に課税所得者のいる軽度者の医療費、いわゆる「世帯に課税者」というのは3級を対象としておるんですけども、今は公費負担がないため、保護者は手当を受給できることとされております。しかし、軽度者の長期入院ケースは実態としても今はございません。医療費の公費負担の有無にかかわらず3か月を超えた入院者につきましては、同手当の支給対象外とすることで統一したいと思います。

2点目でございます。手当の額及び支給方法につきましては、予算の統制下でその内容について規則に委任し、判定の基準日や支給手続きについて簡素化や効率化を図りたいと思います。具体的には手当額を変更いたしません。現在4月、7月、10月、1月という3か月ずつの年4回の支給をやっておりますが、それは年額一括支給に変更したいと思っております。ただし、現行の年4回の支給の手続きを望む方につきましては、現行の手続きを継続したいと思っております。これによりまして、対象者の手続きの負担、いわゆる年4回申請をしてもらわなければいけないものが年1回で済むということ。それから市のほうの事務負担の軽減を図りたいということで改正をしたいと思っております。

市民への影響につきましては、1点目、上記の手帳3級保持者は、先ほど申しました精神障害者保健福祉手帳でございますけども、3級所持者が長期入院した際に保護者への手当支給がなくなるが、該当する例はほぼないため影響はございません。2点目でございます。手当額や支給方法の規定を規則に委任いたしますが、年間支給総額は変更しないことや、既存受給者については現行の支給方法を継続することもできるようにするため、影響はございません。

施行日につきましては、令和6年4月1日を予定しております。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

この内容が分かったようで分からないんです。例えばAさんのお宅にこういう人がいて、こうなった場合にこうなるんですよと具体的に教えていただくと分かるんですけど。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

まず1点目のところは、所得のある方が3か月、精神疾患を持って入院をされたら手当がもらえるんですけど、実際は長期で精神入院されるということは結構重症な方ということなんです。そもそも該当が全くないわけではないんですけど、あえてこういった規定になっているものから、一般の市民の皆さんも一体何が対象になるのかということが分かりにくいですし、私たち市役所としても担当が変わったときにこの意味を酌み取るまでに時間がかかってしまうということがあって、軽い方で長期入院されるということはほぼないものから、分かりやすくした

いのでとにかく3か月入院したら手当はその期間はもらえませんよということです。実際、在宅で見えていない期間になるので、精神疾患の方をみている保護者の方、在宅介護手当のようなイメージですね。入院されれば在宅でみてないわけなので、そこに手当を出すのもどうだろうという話なんですけど、そこをシンプルに3か月入院すれば統一して手当は支給しませんというふうに変えたいということです。

あと、手続きも申請者が年に4回、毎回毎回同じようなものを出して、市役所としても年間の中で4回確認をしては支出票を切っていくというような手続きがあるものですから、担当の業務量もかなり多くなっているものですから軽減をしたいですし、利用者の方もこっちから促さないとなかなか申請いただけないので、そういったことも年4回やっていますと利用者も負担ということで、そのようなイメージです。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第26号 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第26号、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

なお、本案件は先ほどの連合審査会で説明を受け、質疑を終結しておりますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第27号 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第27号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

続きまして、議案第27号についてご説明申し上げます。

10ページの要旨をお願いいたします。提案理由です。第9期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料額の改正及び保健福祉事業の位置づけに伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等といたしましては、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布され、介護保険法施行令が改正されたことに伴い、飛騨市第9期介護保険事業計画の策定による介護保険料の改正及び保健福祉事業の追加に関する改正を行うものでございます。

改正の趣旨でございます。令和6年度から令和8年度を対象期間とした第9期介護保険事業計画の策定により、所得段階別に設定している介護保険料額について、第8期を引き継いで同様の額とする。ただし、国が省令に定める標準段階の一部改正に伴い、本条例に定める基準所得額の一部を変更するものとし、所要の改正を行うものでございます。また、介護保険料を財源として被保険者が要介護状態等になることを予防するために必要と判断する事業を行える保健福祉事業を追加するものでございます。

改正の内容についてですが、2点ございます。次ページをお願いいたします。まず1点目でございますが、介護保険料の額です。金額が変更となった段階のみご説明させていただきます。まず第1段階、変更前が2万560円でしたが、これが1万9,520円になります。それから第2段階、3万4,260円だったものが3万3,230円。第3段階、4万7,970円だったものが4万6,930円。次ページをお願いいたします。中ほど第11段階です。変更前が13万3,610円が13万180円。12段階、13段階が新設になります。次に第12段階でございますが、変更前はここはありませんでした。新設で13万7,040円です。第13段階がほぼありませんでしたが14万3,890円です。2点目でございます。介護保険特別会計事業勘定は市直営の地域包括支援センターとして要支援1、2の方のサービス計画給付費を収入として実施しております。給付費と人件費等の差額である赤字部分につきましては一般会計の繰入金でこれまで補っておりましたが、今後は事業勘定の業務を保健福祉事業として位置づけ、赤字部分は保険勘定からの繰入金により賄いたいということを思っております。また、保険勘定においては地域支援事業給付上限額の設定があり、現在当市はその上限額を超えておりますが、75歳以上人口の一定条件によりまして満額の国庫の交付金を受けております。今後、交付金に限度が生じた場合でも、この保健福祉事業により一般会計の負担を減らし展開できるように改正したいと思っております。

市民への影響でございます。1点目ですが、介護保険料の所得段階は現在の11段階から13段階

に変更されまして、高所得者において所得の区分が細分化をされます。また、介護保険料額につきましては、低所得者いわゆる第1段階から第3段階は減額、高所得者の第12段階、第13段階は増額となります。影響の規模でございますけれども、減額となります第1段階から第3段階では2,208人の方が対象となります。増額となる第12段階、第13段階につきましては85人の方が対象となります。

施行日は、令和6年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

改正は、これまでは給付費と人件費の差額の赤字分を一般会計の繰り入れで賄っていたと。今度は保険勘定からの繰入金ということで、つまり介護財政の中で全部やりくりするということなんでしょうね。そうしますと、うれしいことに一応基準額、多くの方が利用されている保険料の幅は据え置いてくださるということだけれども、今後はこういう全部介護保険特別会計で賄いなさいということになると、超過した分は保険料に跳ね返ってくるのではないかなという心配がありますけど、その辺の見通しというのはどうなんですか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

籠山委員ご指摘のとおり、今後そういった超過の部分、特にこの保健福祉事業を位置づけることによって保険勘定にそこら辺の財政的な圧迫があるということでございますので、今現在、介護の準備基金に2億4,000万円の基金がございます。この基金は将来的な保険料の軽減に使うという目的で積み立てられた基金でございます。今後この2億4,000万円というものを上手に活用しながら、基金も含めた活用を考えまして、どれだけでも一般会計のダメージを少なくしたいといった狙いがありましてこういった保健福祉事業を位置づけたところでございます。

○委員（籠山恵美子）

確認しますが、当面はこの2億4,000万円の基金をちゃんと活用するということですね。ためておくのではなくて。安心して払える保険料と安定した介護のサービスを賄えるということを感じてよろしいということですね。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

委員おっしゃるとおり、これで一応安定的な保険料をそれだけ上げないように基金をうまく活用しながらというところの狙いがございますので、今後安定的な介護保険特別会計の運用に努めてまいりたいと思っております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定をいたしました。

◆議案第28号 飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

から

議案第31号 飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第28号、飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、議案第31号、飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの4案件を、委員会条例第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

ここから少し説明が長くなりますが、ご容赦いただきたいと思っております。4本一括で説明させていただきます。

まず、議案第28号についてご説明申し上げます。

要旨の15ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、指定居宅介護支援、いわゆるケアマネ事業所等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等でございます。高齢者人口の増加及び生産年齢人口の減少が顕著となり、介護を含む各分野における人材不足が見込まれる等により、サービス提供体制の確保や生産性の向上等が課題となっていることから、地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重症化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり及び制度の安定性・持続性の確保を基本的な視点とし、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、全国的にケアマネジャー人材が不足する中で、その受け持ち件数の拡大や業務負担の軽減に関わるもの、また、情報の透明性の確保と介護における虐待防止を目的とした改正となっております。

具体的には、まず1点目でございますが、公正中立性の確保のための取り組みの見直しといたしまして下記2点の事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とするものです。2点目といたしましては、指定居宅サービス事業所等との連携によるモニ

タリングといたしまして、下記2点の要件を満たすことで、利用者の居宅訪問を少なくともふた月に1回、これまでは月1回の訪問でございましたが、ふた月に1回とし、利用者の居宅を訪問しない月において面接するときは、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするものです。3点目、中段です。ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数です。指定居宅介護事業支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準において、次のとおり見直すということとされております。4点目、下段です。書面掲示規制の見直しです。事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものでございます。5点目は、管理者の兼務でございます。管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するものでございます。6点目です。身体的拘束等の適正化の推進。当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととするものです。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけるというものでございます。

市民への影響でございますが、居宅介護支援事業所について、人員配置や利用者の居宅への訪問頻度が緩和されることによりまして、円滑な運営等が可能となることを見込まれます。影響の規模につきましては、居宅介護支援事業所が市内に7事業所ございますので、そちらのほうは適用になるということでございます。

施行日は、令和6年4月1日でございます。

続きまして、議案第29号についてご説明を申し上げます。

こちらのほうも要旨でご説明させていただきます。16ページの要旨をお願いいたします。提案理由といたしましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等といたしましては、下から5行目の最後までは前段の条例と一緒にございます。下から4行目の真ん中からですが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、全国的に地域包括支援センターの人材が不足する中で、ケアプランの担い手の拡大やその業務負担の軽減に係るものでございます。また、情報の透明性の確保と介護における虐待防止を目的とした改正でございます。

具体的に1点目といたしましては、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングとして、これまで3か月に1回の居宅訪問だったものを下記2点の要件を設けた上で、少なくとも6か月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは利用者の居宅を訪問しない月においてテレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするものです。次ページをお願いいたします。2点目につきましては、介護予防支援の円滑な実施といたしまして、端的に申し上げますと、これまでケアプランの作成につきましては包括支援センターからの委託であったものが、基準を満たせば直接受託してもよくなったものでございます。指定居宅介護支援事業者、いわゆるケアマネ事業所が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員に関する基準については下記のとおりとなります。中ほど(2)、市町村に関する情報提供の要件について定めるもの

です。3点目につきましては、前議案と同じく書面掲示規制の見直しでございます。次ページをお願いいたします。4点目も前議案と同じく、身体的拘束等の適正化の推進でございます。

市民への影響でございますが、指定居宅介護支援事業所が介護予防支援を行うようになり、人員配置や利用者の居宅への訪問頻度が緩和されることにより、円滑な運営等が可能となるものでございます。影響の規模といたしましては、市内事業所でございますが、地域包括支援センターが1か所、居宅介護支援事業所が7か所で計8か所でございます。

施行日は、令和6年4月1日でございます。

続きまして、議案第30号についてご説明申し上げます。

61ページの要旨をお願いいたします。提案理由といたしましては、指定地域密着型サービス、例を挙げますとさくらの郷の一部の施設「あさざり」というところがあります。その事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等につきましては、こちらのほうも下から3行目の中ほどまでが前議案と一緒にございます。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、全国的に不足する介護人材の有効活用、居住施設のサービスの医療機関との連携を密にするものではありません。また、情報の透明性の確保と介護における虐待防止を目的とした改正となります。

1点目です。多機能系サービスの改正でございまして、小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととします。(2)でございますが、介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での、通い、泊まりにおける介護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それから2点目、居住系サービスの改正です。(1)ですが、一定の条件を満たしました指定特定施設に係る看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3またはその端数を増すごとに0.9以上であることとするものであります。(2)につきましては、これまでは協力医療機関を定める程度であったものを、地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために下記のような見直しを行うというものでございます。(3)第2種協力指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとするものということでございます。

3点目の施設系サービスの改正でございます。まず(1)緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、年に1回以上見直しを行うことを義務づける。(2)ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。(3)在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、以下の見直しを行うものとするということでございます。それから(4)あらかじめ、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとするものです。

それから4点目、中ほどです。多機能系サービス・居住系サービス・施設系サービス共通で、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため

の委員会の設置を義務づけるものでございます。

5点目でございますが、全サービス共通となりますが、前議案と同じで、(1)運営規定の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるもの。(2)管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するというもの。(3)身体的拘束等の適正化を推進する見直しを図るものです。

次ページをお願いいたします。市民への影響でございます。要旨2及び3について、これまで高齢者施設は入院治療のために協力医療機関を定めることとされておりましたが、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携のもとで適切な対応が行われるよう見直しが図られまして、市への届け出と合わせて義務化されることにより、より利用者にとって安心できる施設となるというような配慮がなされるものでございます。影響の規模といたしましては、ご覧のように市内の対象事業所、計17か所でございます。

施行日は、令和6年4月1日でございます。

最後になりますが、議案第31号についてご説明を申し上げます。

29ページの要旨をお願いいたします。提案理由につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等につきましては、下から4行目の中ほどまでは前議案と一緒にございます。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、前議案の内容と同じでございます。

31ページをお願いいたします。市民への影響につきましては、こちらも同じような影響でございますが、これまで高齢者施設は入院治療のために協力医療機関を定めることとされておりましたが、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に協力医療機関との連携のもとで適切な対応が行われるよう見直しが図られ、市への届け出と合わせて義務化されることにより、より利用者にとって安心できる施設となるものでございます。影響の規模につきましては、ご覧のように市内対象事業所といたしまして計10か所の予定です。

施行日は、令和6年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

市民への影響ですけど、「施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合」というのは、どの施設でも大体決まっている医療行為ですか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

今回定めた地域密着型サービスというところでございまして、例えば小さいグループホームとかですと専門の看護師がいらっしゃるんですけど、その看護師さんの能力とか対応で限界があるというところで、今までは協力医療機関ということで市内の医院にこういった症状なんですけど

どうでしょうかみたいな相談とか、その程度だったんですけども、これからはこれがちょっと厳しくなりました、例えば資料の62ページの要旨、上から2番目のアですけども「協力医療機関に定めるに当たっては、必要な要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めることとする。」とあります。この必要な要件というのが病状の急変とか、医師、看護師の病院の相談体制というものを体系的に決めなければいけないとか、診療の求めがあったときにその病院がちゃんと受け入れなければならないとか。それを市にもこういったことをやっていますと届けなければいけない。1年に1回見直しをしなければいけないということで、今までの要件よりもかなり厳しいところを各施設にも求めているところでもありますので、ここら辺は市のほうが厳格にそういったところに入っていかなければいけないのかなというところになっております。

○委員（籠山恵美子）

今までやられたそういう行為が、より厳格になったということイコール利用者にとって安心できる改正だということなんですね。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

委員おっしゃるとおりです。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

身体拘束のことが出ていましたけど、飛騨市内にそういう実例はこれまでどのぐらいあるんでしょうか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

実際に身体拘束がどのぐらいあったかという虐待の事例とかそういったものは、市のほうにすぐ報告があります。これは施設でなくても在宅でも、そういったことは包括支援センターが。施設のほうでの虐待というのは、虐待には三原則というものがあまして身体拘束の三原則として切迫性、非代替性、一時性の3つがあります。切迫性というのは本当に緊急に差し迫って、自分を傷つけたり、相手を傷つけたりということがあつた。非代替性というのは、身体拘束しなくても何かほかのことをする方法がないのかちゃんと模索をしているか。一時性というのは、この期間だけという期限をちゃんと切って身体拘束する。この3つをちゃんと記録して皆さんで協議して、これはこの人にとって必要ですよねと判断すれば、施設のほうでも必要最小限でやってもいいというふうな法律に今のところなっているものですから、そこら辺はちゃんとルールを守ってやっている。それを何か所やっていますかというところまでは市のほうとして数字は掴んでないというところがございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

共通の部分でちょっとお聞きしたいところがあるんですけども、ケアマネジャーだとか居宅サービス等で訪問回数が減るといふうで、確かにケアマネジャー事業所でたくさん介護の対象者を抱えていてあっふあっふという状態で、こういったことはケアマネジャーとか事業所、サービス側にとってはいいのかもしれないけども、逆にそれを受ける側にとって、顔を見る回数が少

なくなるわけですね。若干心配なところがあるんですけども、そこで「テレビ電話装置等」というのが何回か出てきていますけれども、これは例えば介護サービスを受けるときに訪問看護でも彼女たちはタブレットを持って来ていますのでそれを利用できるなど思うけれども、そういったものがない家庭では何を想定してこの「テレビ電話装置等」という表現をされているのか教えてください。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

今、ご家族の方でスマートフォンを持っていらっしゃればテレビ電話ができる機能はあると思うんです。そういったものを想定しているのかなと思っておりますけども、別にパソコンとかタブレットにこだわらず、顔の見える環境での通信機能があるものがこれに該当するのかなと思っております。

○委員（澤史朗）

サービスを受ける側にとって、変な話、日々変わっていくところがあるんですけども、それも顔を見ているだけじゃなくて身体的なほかの部分も見なければいけないとなると、訪問頻度が減るということは、安定している場合は何ら問題ないんですけども、緊急の場合はそうではないと思うんですけども、安定している場合であっても、現在はケアマネジャー月1という形だけれども、なかなか月1でも難しいケースもあったりして、実際は安定しているときは2か月に1回ぐらいしか来なかったりという状況もありますけれども、小さいスマートフォンの画面で形式的なやり取りだけになってしまわないかという心配があるんですが、その辺は大丈夫でしょうか。実際に利用されている側から見た場合にちょっと心配になるんですけども。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課地域包括支援センター係長（井谷直裕）

ケアマネの方々は基本的には今3か月とか1か月という範囲の中で行っておりますが、私は全てのケアマネの方とお話しをしてきておりますので分かるんですが、非常に利用者に寄り添った形で真剣に毎日ケアをしておられます。その中で、その方の状態によって毎日行かなければいけなかったり、1か月に1回行かなければいけないという状態は日々変わっております。その状態を各サービス事業者が入る中で報告等が必ず来ますので、その報告等を確認しながら実際に訪問回数とか、今行ったほうが良いと連携を取りながら行っております。

飛騨市の包括支援センターのタブレットでも、実はインターネットがつながっております、テレビ電話とかができるようなシステムを取り入れています。今後どう使うかが焦点になっておりますが、あざの状態、傷の状態の写真を撮ったりして医者とか訪問看護とか共通で写真を見ていただくような形も取っております。本人に合った形で情報提供を行っていく。また、面談を行っていくというところで、こういうことができるよと広めたという形の条例改正だと思っておりますし、6か月に1回にしたのも基本的には最低限のことということでありますので、ほぼ飛騨市の方は毎月会いに行っておりますので、そのように思っただけならばと思いますのでよろしくお願いたします。

□市民福祉部長（藤井弘史）

補足だけさせていただきます。議案28号の要旨16ページをご覧くださいと思うんですけども、今ほど澤委員おっしゃられたモニタリングのところの話ですけども、16ページの上段になりますが条件がついておまして、（1）といたしましては「利用者の同意を得ること。」というのが原則ございます。それから（2）をご覧くださいと、最初のアにありますけども「利用者の心身の状況が安定していること。」、こういったことも条件として入っておりますのでお願いしたいと思えます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

モニタリングのことですけど、つまりスマートフォンを通してやり取りしたということもヘルパーの訪問日のようにカウントされるんですか。それは随時、何かあったときに使える便利なものということではないんですか。

□地域包括ケア課地域包括支援センター係長（井谷直裕）

訪問時に写真を撮ったりすることもあるものですから、その時点ではサービスをやる必要がありますので、そのやることを全部終えた上で30分なら30分とかでカウントがされます。ケアマネジャーが行く場合に関しましては訪問回数という形で換算されますので、そのような形になっているかと思えます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。最初に議案第28号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第29号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものとして報告するこ

とに決定いたしました。

次に、議案第30号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第31号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定をいたしました。

◆議案第32号 飛騨市医療福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

次に、議案第32号、飛騨市医療福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長 (藤井弘史)

続きまして、議案第32号についてご説明申し上げます。

要旨の4ページをご覧ください。提案理由といたしましては、貸与対象者に臨床検査技師と診療放射線技師を加えるための改正でございます。

制定改廃の根拠等は、市独自の改正でございます。

改正の背景及び内容でございますが、飛騨市民病院及び直営診療所等の保健師、看護師、准看護師の人材確保のため、平成24年から規則で運用を開始したが、平成30年には市内の医療・福祉専門職の人材不足に鑑み、市内の医療機関に対象を広げるとともに対象資格も拡大をしました。医療職の修学生が就職する際、市内の専門職員の確保や定着を推進することを目的として要綱でも支援を行っておりますが、今後、臨床検査技師と診療放射線技師の補助申請や就業が見込まれることから、条例と要綱の対象資格に臨床検査技師と診療放射線技師を追加するものでございます。

市民への影響でございます。対象資格を有するものが市内就労した場合に、他の医療職と同様の支援を受けることができるようにするものです。影響の規模は、1人当たり20万円の貸与。2年間継続して勤務することで返済免除となります。申請見込み者数につきましては、全資格で10名を予定をしております。

施行日は、令和6年4月1日でございます。

現在、医療介護機関等における人材不足が深刻であります。または確保が困難な資格と市が認識しておる対象資格につきましては、これで全て今のところは網羅されるようになると思っております。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定をいたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで一部職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時00分 再開 午後3時01分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第33号 飛騨市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて

●委員長（住田清美）

次に、議案第33号、飛騨市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについてを議題といたします。説明を求めます。院長。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第33号についてご説明申し上げます。

3ページの要旨をご覧ください。提案理由につきましては、郵便局に証明書交付端末機を設置することに伴う、各種証明書交付等の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しでございます。

制定改廃の根拠等につきましては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項において準用する同条第3項の規定により、特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて議決を求めるものでございます。

背景及び趣旨でございますが、市内の郵便局3局、打保郵便局、東茂住郵便局、袖川郵便局で

ございます。証明書交付端末機を設置することによりまして、これまでの複合機（FAX）を利用した住民票の写しや戸籍証明書、印鑑登録証明書、税証明書の交付等の事務が必要なくなるため、指定を取り消すものでございます。指定を取り消す日につきましては、令和6年3月31日を予定しております。

市民への影響でございますが、郵便局員を介さず、市民が自ら証明書交付端末機を操作し、各種証明書を申請・取得できるようになります。また、証明書交付端末機の操作に不安がある方につきましては、郵便局員が操作の補助を行うものでございまして、影響については全くございません。過去3年の取り扱い件数につきましては、下記のとおりです。

施行日は、令和6年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第34号 証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

●委員長（住田清美）

次に、議案第34号、証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第34号についてご説明申し上げます。

3ページの要旨をご覧ください。提案理由につきましては、戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴う、飛騨市と高山市、下呂市及び白川村との間の各種証明書の交付等に関する事務委託の廃止でございます。

制定改廃の根拠等につきましては、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、地方公共団体の事務委託の廃止について議決を求めるものでございます。

廃止の背景及び趣旨でございます。証明書の交付等に係る事務委託、いわゆる相互発行につきましては、平成13年8月から飛騨地域の市町村で事業を開始いたしまして、住民票の写しや戸籍

証明書、印鑑登録証明書、税証明の交付等を複合機を利用して実施してきましたが、全国の市区町村窓口において本籍地以外の戸籍証明書の交付請求、いわゆる広域交付でございますが、本年3月1日から可能となったことやマイナンバーカードによるコンビニ交付の導入により、相互発行が必要なくなったため、3市1村で協議をいたしまして廃止するものでございます。

市民等への影響でございますが、相互発行で取得していた各種証明書は、戸籍の広域交付やマイナンバーカードによるコンビニ交付で取得できるものでございまして、何ら影響はございません。参考までにでございますが、令和4年度の取り扱い件数につきましては下記のとおりとなっております。

施行日は、令和6年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第35号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第35号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第35号についてご説明申し上げます。

27ページの要旨をご覧ください。提案理由でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布及び国民健康保険法施行令の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等でございますが、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎える中で、全ての世代が公平に支え合い、給付と負担のバランスを確保しつつ、安心して生活することができることを目的とした全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布

及び国民健康保険法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、まず1点目、退職医療制度の廃止であります。全国的に対象者が激減し財政調整効果が実質喪失していることを踏まえ、退職被保険者等の規定を削除する改正でございます。2点目につきましては、後期高齢者支援金限度額の引き上げでございます。団塊の世代が後期高齢者となり、後期高齢者医療の増加傾向が続くため、限度額超過世帯の割合を1.5%に近づけるよう、段階的に引き上げていく国のルールのもと、後期高齢者支援金を現行の22万円から2万円引き上げ、24万円とする改正でございます。3点目は、軽減判定所得基準額の引き上げでございます。物価上昇の影響で応益国民健康保険料の軽減範囲が縮小しないよう、世帯人数に乘じる額を、5割軽減は現行の29万円から5,000円引き上げ29万5,000円とし、2割軽減は現行の53万5,000円から1万円引き上げ54万5,000円とする改正でございます。

次ページをお願いいたします。市民への影響でございますが、まず1点目につきましては対象者がいないため影響はございません。2点目、高所得者層には不利となる改正でございます。3点目、該当する者、いわゆる低所得者層の方でございますけども、こちらの方には有利となる改正でございます。影響の規模は、1点目はいらっしゃいませんのでゼロ人です。2点目が対象見込み数28世帯81人です。3点目、対象見込み数、5割軽減世帯数は527世帯で834人の方が対象です。2割軽減世帯数といたしましては390世帯で659人の方が対象となります。

施行日は、令和6年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

国も全世代対応型って盛んに言うんですけど、つまりみんなで助け合いなさいということで、より所得の多い人は、より負担をするような形になってきていますけど、改正そのものは5割軽減、2割軽減の方がうんと楽になるということがあってこれは大変ありがたいんですけども、上限の限度額がさらに負担するようになるこの28世帯81人の方々というのは、基本的に自営業ですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

委員おっしゃるとおり自営業の方だと思いますが、細かい業種までは把握できておりません。

○委員（籠山恵美子）

多分そうですね。国民健康保険の内容から言うと自営業だと思います。これ一緒に束ねてくるから迷っちゃうんですね。上限額は上限額で別に条例改正で出していただき、軽減措置は軽減措置で条例改正で出していただければ、私はこの上限額の引き上げには賛成はできないんですけど、これをどう考えるかですけどね。

1つ確認したいのは、ここにも書いてあるように持続可能な社会保障制度だということを言っていますよね。国民健康保険の制度は皆保険制度で社会保障制度なんです。ということは、収入の多い人はそれなりに負担しなさいという累進課税の考え方とは全く違うものだと思っているんですよ。だから、収入の多い人が上限をもっとあげてもうちょっと払ってくださいと言うの

ではなくて、これは収入の多い方も自営業の方なんてコロナ禍のことを見たら一目瞭然のように、ころっといっぺんに失業してしまったり、倒産してしまったり、廃業してしまったり、ちょっとしたことで変わってしまうんですよ。弱者になってしまうんですよ。そういうことを思えば、制度としてはだんだんと財政が苦しくなったから収入の高い人はもうちょっと負担してくださいよという考え方は経済の考え方で、社会保障制度の考え方ではないと思うんですよ。この辺りを飛騨市はどういうふうに考えていかれるのでしょうか。国が言うからやりなさいという感じですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

委員がおっしゃることもよく分かりますが、今団塊の世代が後期高齢者医療制度のほうに移行しておりまして、後期高齢者の医療費は増大していくことになっています。その支援金ということですので、どこかでは負担しなければいけないんですけれども、高所得者層の限度額を引き上げることによって中間所得者層の負担を軽減するということですが、限度額が規定されるのも年収で1,000万円以上の世帯になりますので、ここの数字にもありますように81人しかいらっしやらないということですし、どうしても社会保障ということですので、委員もおっしゃいましたけども全世代型対応ということで、どこかでは負担をしなければいけないということでご理解をお願いします。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

今回5割軽減、2割軽減の方がこれだけ対象になるというのでありがたいことだなと思いますけど、後期高齢者のお話が出ましたけど、後期高齢者医療制度からだって困っている後期高齢者から子育て支援に金を出しなさいって、そんなふうになっている制度って一体どうなのかと思う。これは国がつくった制度ですから国に抗議しなければならないわけですけど、決まってしまったにしても、飛騨市としてはそれを飛騨市独自の救済の仕方がないのか、そこを将来的に考えていただけるとありがたいなと思うし、そしたら私は安心してここに賛成ができるんですけれど、市長、方向性としてはいかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

市で独自にできるかという国との制度であることはやっぱり変わらないので、制度改正のときに何を言っていくかということなんだろうと思うんですね。先ほど後期高齢者の支援金のお話をされましたけども、国民健康保険のこれもそうなんですけど、全国市長会の中でもこの話は議論があって、社会保障審議会の医療部会の中でもこの話があったので、私自身は仕組みとして違うのではないかと。少子化対策に必要な財源があるのであれば、それはそのために必要なものとして税で負担するなり、しっかり世の中に通ったほうがいいのではないかとということを申し上げました。ただ、これはいろいろな考え方が市長の中にもありますので、こういうほうがいいという人もいますけど私はそう思っているんで、ちゃんとそのために堂々と。消費税を上げるということになるのか別の形になるのか分かりませんが、所得税に乘せるということもあるのかもしれない

ですが、きちんと税でというほうが正しいのではないかと考えています。

ただ、そういった議論をするということが大事だと思いますし、結果、全国市長会は様々な意見があるのできちんと国民に対して説明をしてください、丁寧な説明をしてくださいという形に最終的に収まりましたけれども、ただ私自身としてはそういった議論ができたことはよかったし、言われたから全部そのまま唯唯諾諾としてやるというよりは、きちんと議論するということが大事ではないかと思っています。

ただ、その上で今回こうして決まってきているものについては国の制度でもありますので、やっぱりそれに従って進めていかざるを得ないということはあると思いますので、全体としては本当に財源が必要なことは間違いなくて、誰かがどこかでは負担しなければいけないことは間違いなので、それをどういうふうに制度設計をしていくかというのは大いに議論していくことが大事かなと思います。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時19分 再開 午後3時25分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第36号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

●委員長（住田清美）

議案第36号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□監査委員事務局長（岡田浩和）

それでは議案第36号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてをお願いいたします。

5ページ、要旨のほうで説明させていただきます。まず、提案理由でございますが、地方自治法の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等ということで、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）の施行に伴い所要の改正を行うものです。

改正の趣旨です。改正法によりまして指定公金事務取扱者制度が新設されました。既存の「職員の賠償責任」を引用していた条文が繰り下がる関係で条ずれが生じるため、引用箇所を改正するものでございます。指定公金事務取扱者制度というものでございますが、原則としまして全ての歳入等の収納事務について、地方公共団体の長の判断で私人への委託が可能となるものでございます。また、適正な公金取り扱いを確保するため、受託者に対する監督、再委託の場合のルール等に係る規定が整備されました。改正の内容になりますが、（1）としまして地方自治法の第243条の2の2第3項が第243条の2の8第3項に改められるというもので、飛騨市監査委員条例としましては第4条に関係してまいります。（2）としまして第243条の2の2第8項が第243条の2の8第8項に改められまして、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の第7条に関係してまいります。

市民への影響等としましては、特にございません。

施行日でございますが、令和6年4月1日でございます。以上でございます。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時28分 再開 午後3時29分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第37号 飛騨市公民館条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

議案第37号、飛騨市公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

議案第37号、飛騨市公民館条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

5ページの要旨をご覧ください。提案理由は、飛騨市神岡町公民館東分館の廃止に伴う改正です。

条例の概要です。神岡町公民館東分館というのは、旧神岡東小学校の体育館部分を指します。これまで倉庫として地域活動に使用する備品を収納してきましたが、令和6年4月から東京大学研究機関の作業施設として貸し付けたいため、既に普通財産として同大学へ貸し付けている旧校舎部分に引き続き、今回公民館条例から削除するものです。

市民への影響ですが、公民館倉庫に替わる代替施設、これは神岡町大島の旧春慶館ですが、ここに備品を移動していただきましたので影響はございません。簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（澤史朗）

東京大学研究機関に貸し付けるということで普通財産になったということですが、これは有償貸付と捉えてよろしいですね。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□生涯学習課担当課長兼教育振興係長（米澤智）

こちらの案件は無償貸付となっております。

○委員（澤史朗）

普通財産として無償貸付。現在の旧校舎も使われていると思うんですけど、これも同様に無償ということなんでしょうか。

□生涯学習課担当課長兼教育振興係長（米澤智）

お見込みのとおり無償貸付となっております。

○委員（高原邦子）

東京大学に倉庫とかを貸しているんですけど、貴重品もありますよね。そういったものの管理とかはあちら側がされているんですか。防犯とかそういったものもみんなそちらがやっていると承知してよろしいですか。

□生涯学習課担当課長兼教育振興係長（米澤智）

委員おっしゃるとおり、東京大学のほうで管理をされております。

○委員（前川文博）

神岡町公民館東分館のほうから旧春慶会館のほうを貸し出したということになっているのですが、そちらのほうの使用料は体育館と同じような形で設定されているのか、どうなんでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□生涯学習課担当課長兼教育振興係長（米澤智）

これまでの料金と同様に調整して、4月以降に貸し出す予定で神岡振興事務所のほうで調整中であります。

○委員（前川文博）

その利用料の規定は決まっているんですか。今、同様にやりたいようなニュアンスの話でしたが。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

普通財産の貸し付けとなりますので、条例では規定しておりません。

□管財課長（砂田健太郎）

ちょっと訂正をさせていただきます。旧春慶館のほうにつきまして、これまで普通財産でございましたけれども、これを市の倉庫として行政財産のほうに変更して4月から運用するというようにしておりますので、3月までと4月までとは取り扱いを変更するようにしております。4月以降につきましては行政財産の目的外使用料ということといたたくという予定をしております。

○委員（前川文博）

4月から行政財産ということですが、その利用料は、この神岡町公民館東分館はちゃんと規定があつて、1平方メートル当たり幾らとかそういう感じであつたんですが、そういった規定はあるということよろしいですか。

□管財課長（砂田健太郎）

こちらの貸し付けにつきましては、貸し館の施設ではございませんので料金を定めた条例はございません。ですので、行政財産目的外使用料ということと算定基準がございますので、その規定に基づきまして算定をさせていただくということになります。

○委員（籠山恵美子）

概要を見ますと、「行政利用を廃止し普通財産に用途変更することから、条例の規定から削除するもの。」というふうに書いてあるんですけど、普通に考えると普通財産にして、有償で貸し

出しができるようになるのでそういうふうになっているのかなと思いきや、また行政財産に戻して4月から無償で貸す。何でそんなにころころ変えるんですか。

□管財課長（砂田健太郎）

今回条例で上げております廃止につきましては、神岡町公民館東分館の体育館の建物のほうでございます。私が今説明いたしましたのは旧春慶館という建物で、大島にあります建物でございます。こちらのほうをこれまで普通財産としておりましたけれども、市の倉庫としても利用するというところで行政財産の倉庫という位置づけに変えるというお話でございます。建物が別でございますので、ころころ変えるということではないかなと考えております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第38号 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第38号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

議案第38号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

5ページの要旨をご覧ください。提案理由は、スポーツ施設におけるレクリエーション振興に伴う利用目的の拡充及び利用実態に合わせた休場期間の見直しに伴う改正です。

条例の概要について説明いたします。改正の趣旨は2点ございます。1つ目は、スポーツ施設の利用目的の拡充です。冬季以外の飛騨かわいスキー場は、スポーツ振興のみならずキャンプ場などレクリエーションの振興としての利用も定着してきたことから、スポーツ施設の設置目的にレクリエーションの振興を明記するよう改正するものです。2つ目は、休場期間の見直しです。古川町森林公園の運動場及びキャンプ場、林間広場、テニスコートについて、12月1日から翌年3月31日までは凍結防止のため、キャンプ場も含め、施設内のトイレが全て閉鎖していることもあってほとんど利用がありません。このため、サン・スポーツランドふるかわ同様、12月1日か

ら翌年3月31日までの期間を休場期間として改めるものです。なお、雪解けが早くトイレを含めた同施設の開場ができる場合は、本条例の規定により臨時に開場することも可能です。この改正により、季節的スポーツ施設を除く屋外のスポーツ施設の休場期間は、全て12月1日から翌年3月31日までに統一されます。

市民への影響等ですが、古川町森林公園等の施設については、以前より冬期間の利用がなく、また、施設の臨時開場もできるため市民への影響はないものと考えております。

施行日は、令和6年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

2点目の休場期間の見直しですが、私も以前ボーイスカウトをやったときに雪中キャンプで泊まった記憶があるのですが、今回指定管理者の指定がこの後出てくるんですけども、この期間を休業にしたいという話は、今までの指定管理者からも出てきたのか、市のほうでこうしたほうがいいのではないかという考えで出したのか、その辺はどうでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□スポーツ振興課長（西田博和）

今年度までやっていた指定管理者からもそのようなご意見をいただいております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第39号 指定管理者の指定について（飛騨市西忍コミュニティーセンター）

●委員長（住田清美）

次に、議案第39号、指定管理者の指定について（飛騨市西忍コミュニティーセンター）を議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

それでは、議案第39号についてご説明します。

1、施設の名称は飛騨市西忍コミュニティーセンター。場所は古川消防署北分署の国道を挟んで少し下に位置します。北分署の隣の老人福祉センターではございません。2、指定管理者となる団体の名称は、宮川町忍区です。3、指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

それでは配付資料により説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。申請のありました忍区ですが、人口減少により令和6年1月に宮川町高牧区、西忍甲区、西忍乙区、森安区の4区を統合し忍区が設置されました。併せて類似した組織の統一化を図るため、現在の指定管理者である西忍地方改良会を令和6年3月末日をもって廃止したい旨の申し出があり、市が指定を取り消したため、今回改めて忍区として申請されるものです。なお、指定管理料はゼロ円、募集方法については地域利用の集会施設のため非公募としました。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

指定管理を受けている団体が、組織が変わって新しくなった団体で受けるんですけども、今までですと最初のときは3年でその後は5年ということで指定管理をしてきたと思うんですが、この3年になった理由というのは何でしょうか。

□生涯学習課長（古田善尚）

同じ構成員である地区でございますけども、組織名が変わったということで新たな3年でございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第40号 指定管理者の指定について（飛騨市古川トレーニングセンター）

●委員長（住田清美）

次に、議案第40号、指定管理者の指定について（飛騨市古川トレーニングセンター）を議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

それでは議案第40号についてご説明いたします。

1、施設の名称は、飛騨市古川トレーニングセンター。2、指定管理者となる団体の名称は、ひだチャレンジクラブです。3、指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

それでは、配付資料により説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。募集方法は全国公募でした。2社より応募があり、ご覧の5名によるヒアリングを含めた厳正な審査が行われました。

11ページをご覧ください。審査結果の内訳です。このように僅差でひだチャレンジクラブが指定管理候補者に選定されました。なお、「c」の方ですけれども、1名の審査員が除外基準に該当したため、4名の採点結果を採用しております。除外基準とは、例えば5名の審査員のうち4名がAの事業者を選定したにもかかわらず、Bを選定した1名の審査員の採点が非常に高いため、平均点数でBが上回ってしまうような場合に、その審査員の点数を除外する方法です。今回、除外基準としている偏差値に達したため、除外しました。

それでは評価のポイントについて説明します。14ページをご覧ください。表7の提案の概要書です。審査項目が1から5までありますが、1の施設の平等利用から4の管理経費の縮減までは、11ページの審査結果のとおり、ほぼどの審査員も五角の点数をつけております。差が現れたのは、5の「スポーツを通じた地域の活性化と交流促進を総合的に推進するための拠点として機能を整備・充実させる」という項目です。ひだチャレンジクラブは平成16年の設立以来、今月でちょうど満20年を迎えられましたが、現在も会員制のコミュニティースポーツプログラムや、月曜日の施設開放など積極的に活動されており、やはり長年総合型地域スポーツクラブとして地元に根づいて活動してきた取り組みが施設管理と密接な関係にあると評価されたのだと思います。

18ページをご覧ください。収支計画書です。年間の有料利用者は3万人程度を見込んでおり、3年間、各年度の指定管理料は583万円です。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

こちら3年ですが、今の説明で平成16年からずっとやっていたらという施設ですが、ここは3年になった理由は何でしょうか。

□スポーツ振興課長（西田博和）

今回期間が3年ということになっておりますけれども、本件に関しましては当初の公募のときに応募がなく、その後、再公募にて選定をさせていただいたものでございます。そういった経緯がございまして、現在、指定管理をしておられますひだチャレンジクラブにヒアリングをさせていただいたわけですけれども、そういった中で昨今の、特に電気料とかの物価の高騰、社会情勢の変

化が激しい中でなかなか5年というスパンで指定管理を受けることに関して非常に難色を示されたというようなこともございまして、設計の見直しも含めて期間を3年と設定をさせていただいたものでございます。

○委員（澤史朗）

今説明がありましたけれども、再公募ということで実際に選定委員会が開かれたのが今年の1月23日ということ。当初の予定というのはいつだったのでしょうか。

□スポーツ振興課長（西田博和）

11月上旬ぐらいに選定委員会の開催を当初は予定をしておりました。公募自体は9月から始めて10月何日かが締め切りで、1か月間の期間を設けて公募をさせていただいておりました。

○委員（澤史朗）

納得をしました。12月議会で大体指定管理施設の議案が上がってくるんですけども、これだけずれてきたので。実際に4月1日からなので、今議会でこれが通らないと4月1日から動かない状態になってしまうので、その辺はしっかりと打ち合わせ、話し合いはされていると思いますけれども、それに当たって先ほども説明がありましたけれども、想定外というか、物価高騰によっていろいろなところに影響を及ぼして、指定管理料でこれがどうにか手を挙げていただいて決まったということなんですけども、この指定管理料というのは、前にも指定管理施設全体でお話を聞いたときに物価高騰で支援金というようなことが都度都度出てきていましたけれども、今回は新しい契約となるので、そこまでしっかりと含まれた指定管理料と判断してよろしいでしょうか。

□スポーツ振興課長（西田博和）

お見込みのとおり、次回からの指定管理料の算定に関しましては、今の物価高騰も含めて使用料料金もその分を値上げさせていただきましたけども、そういったところで対応する。あと減免利用団体の使用料に対しても補填をしていくと。ちょっとそのような対応で指定管理料の算定を行っておるところでございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、二度目のやり取りのときに指定管理料とかそういうものが変わったんですね。

□スポーツ振興課長（西田博和）

指定管理料の算定でございますけども、当初に公募で手が挙がらなかったということもありまして設計の見直し、今の期間の短縮もそうなんですけども、特に人件費の部分に関しては市の会計年度任用職員の基準がございまして、来年度からまた新たな金額になると思いますけども、そちらに準拠したような形で、しかも実際の現場の役目というか役割、そういったものも考慮して見直しをして、それで再公募というふうにしております。

○委員（籠山恵美子）

こういう施設の管理と言っても、本当にそれでもうけましようという施設ではないですからね。だからこれを受託するほうも相当な覚悟がこういう経済状態の中では必要だと思うし、ほかに5年間でやっている指定管理者はどうか分かりませんが、経済の見通しが立たない中で5年というのは本当に自信がなくなってしまうと思いますよ。そういうことで言うと、こういう指定管理

料は、もうける指定管理施設は別ですけど、そうでなければいわゆる物価スライド制にして、それに準じて指定管理料というのも当然のように歩合が上がっていくということを考えてもいいのではないかと思いますけど、そういう考えはないんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

先日の予算特別委員会の際に、その点をちょっと触れさせていただきましたけれども、令和6年度中にそういった制度を取り入れたいということで、現在その仕組みのほうをつくる取り組みをしておるところでございます。

○委員（高原邦子）

今回、指定管理を引き受けてくださって本当にありがたいなと思うんです。私はこれから先、受けないということが多くなってくると思うんですよ。その都度、指定管理料をもっと上げていけばいいのか、どうなのか。本当に大変だと思うんですけど、いま一度見直さないと、飛騨市は財源がないそうなので、予算でできない。やっぱりプライマリーバランスを守っていくとなると、どうしたって削らなければならないところも出てくると思うんですね。そういうのは嫌かもしれないけど、市民に分かってもらわなければいけないし、受ける方もいっしょにならないとなると、じゃあ市が直営でやるのかって言ったらそれもすごいかかることで、ここは本当に市民に対しても説明をしていかなければいけないし、市も指定管理、もう何年経つか、いろいろなことで問題とかが出てきましたが、指定管理をいま一度しっかりと考え直すということをやっていないと財源もたないのではないかと思いますので、市長、この辺はどうですか。

△市長（都竹淳也）

指定管理というのは、そういう仕組みしかないのでもうしているのですが、基本的には市の施設というのは直営が基本ですから、今のように受けてもらえないことが起こるんだということは前にも私一般質問で何回か申し上げていて、そうすると指定管理というのはいまも受けている人たちがみたくない見え方をするのは本当におかしくて、基本的には利益はちゃんと乗せないと受けてもらえないですし、指定管理料は常に市が直営でやった場合というものを基準にして決めていくので、そこを上限にして決めていきます。そうやって決めていく中で、きちんとした適正な利益、あるいはその人件費がきちんと乗っていないと受けてもらえないということはこれから起きてくると思うんですね。

そうすると、次は我々が迫られる、ボールを投げ返されるわけですけど、そのときに考えることは、この建物はどうしてもやらなければいけないのかということとそこで判断するということが起きて、そこでもし受けてくれる人がいないよというのは、もうその建物はやめだということになると思うんですね。現に、Y u - M e ハウスを廃止しましたが、あれは全くそれが起こった事案で、飛騨ゆいが「もうやりません。」と言ってきた。飛騨ゆい以外にやるところもありません。ということは、この建物はもう役割は終えたと思ったほうがいいのかということでやめたということです。

なので、今後同様に大きなホテル、あるいは温泉施設、やらないと言ったときに市が直営はもうできないので、そのときは廃止をする決断になってくるだろうなと思いますし、これからだん

だんそういうふうを受け手がいなくなってやめていくということが今まであまりなかったんですけど、起こるのではないかと。それを支える財源がありませんので、無理なもの無理と言っていかざるを得ないのではないかなと思っております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

教育委員会事務局長の説明の中で、非常に僅差でこちらが指定管理の指定を受けたということなんですけれども、ひだチャレンジクラブは今までもずっと長い間やっただいて、管理だけではなくて子供たちのチャレンジクラブだとかほかのコミュニティーとしていろいろとやったださって非常にありがたい団体です。それに対して全国公募ということで、これは先ほど聞けばよかったんだけど、最初の応募を募集する段階、昨年9月からの募集でしたけども、そのときから全国公募だったと思われそうですけれども、最初から全国公募で向かって行ったのでしょうか。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

最初から全国公募です。

○委員（澤史朗）

もう1つの応募されたところ、中部圏を中心にいろいろな指定管理施設を運営されている会社だと認識しておりますけれども、最初の説明で委員のお一人の方が除外基準に該当したためというところで、多分点数の差が出たんだろうというふうに思いますけども、この除外基準というのは私の知る限りでは今回初めてこれが出てきたように思うんですけども、先ほどの説明よりももう少し詳しく説明を受けられたらありがたいと思いますけども、説明できる範囲でお願いします。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

除外基準を設けましたのは、平成30年度の選定の際に同様の事案がございまして、そのときにこういう基準がないと、先ほどちょっと説明しましたけれども、今回5者いらっしゃいましたけれども、そのうち4者がAのほうが優れているという判断をされていたとしても、残り1者の方が余りにも極端な点差をつけた採点をすることによって、平均点で逆転をするということが起きてしまうということが分かったわけです。これは多数決で決めればよいということではございませんけれども、ゆがんだ結果になっているというふうに判断したわけです。

ですので、1社のみのお恣意的な点数でもって逆転するということが起きないようにするには、ほかの方と極端に意見が異なる点数をつけていらっしゃるという場合についてのみ除外をするという基準を設けました。今回、それに該当する事例が出てきたということでございますけれども、通常はそんなに極端な点数をつけられる方はいらっしゃらないものですからそうそう起きることではないのですが、今回については4対1ということで、1者の方が極端な点数をつけられたということでございました。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第41号 指定管理者の指定について

（飛騨市サン・スポーツランドふるかわ、飛騨市古川町森林公園）

●委員長（住田清美）

次に、議案第41号、指定管理者の指定について（飛騨市サン・スポーツランド古川、飛騨市古川町森林公園）を議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

議案第41号についてご説明いたします。

1、施設の名称は、飛騨市サン・スポーツランドふるかわ、飛騨市古川町森林公園。2、指定管理者となる団体の名称は、東京都に本社を置きます三幸株式会社です。3、指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

それではこれも配付資料により説明をさせていただきます。資料の20ページをご覧ください。募集方法は、これも全国公募でした。現在の指定管理者を含む3者より応募があり、ご覧の審査委員5名によるヒアリングを含めた厳正な審査が行われました。

21ページをご覧ください。審査結果の内訳です。審査委員5名中3名がBの事業者を、2名が三幸株式会社を順位1位としましたが、評価点数の平均点で三幸株式会社がBを上回ったため三幸株式会社が1位となりました。なお、ここでは除外基準の該当はありませんでした。

三幸株式会社は、もともと施設の清掃業務に始まり、ビルのメンテナンス業を主体とした会社ですが、現在では多くの公共施設の指定管理の実績を有し、県内では下呂市の上ヶ平サンビレッジや、金山リバーサイドスポーツセンターの指定管理者となっております。

それでは評価のポイントについて説明します。24ページをご覧ください。表7の提案書です。次ページをお願いします。利用促進の方策につきまして、スポーツ・レクリエーション用品のレンタル、キャンプ用品の販売、レンタルも計画されております。また、小さなことですが、傘のレンタルや塩分タブレットのサービスも利用者にとってはありがたいサービスだと思います。そ

のほかにもユニバーサルデザインに基づいた取り組みや職員研修など、大企業ならではのノウハウが期待されます。

次に32ページをご覧ください。人員配置計画です。職員については、地元の方を雇用される予定です。

33ページをご覧ください。収支計画書です。年間の有料利用者は1万5,000人程度を見込んでおり3年間、各年度の指定管理料は約993万円です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

こちらも続いている指定管理ですけど、3年間になった理由は応募者がいなかったからなったのか、その辺を教えてください。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□スポーツ振興課長（西田博和）

先ほどの古川トレーニングセンターの例と全く同様に、応募者がなかったということでございます。

○委員（前川文博）

先ほど局長の説明の中で、現在の管理者を含む3者の応募があったということですが、現在の管理者はこの中に名前がありますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

今回の応募者として出てきたところで、会社名のほうが別の会社名で出していたらいいと思います。これの理由につきましては、現在の指定管理者のほうがNPO法人で、収益を目的とした事業ができない、そこに抵触するというので、指定管理を受ける部分についてはNPOとは別の会社を立ち上げて、そちらのほうが受け皿になるという形で提出をしてもらっていたということで、実質の受け皿としては同じ会社ですけれども、会社名を収益上の事業の会社のほうで受けたということで今回の応募の名称が違うということになっております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長 (住田清美)

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午後4時10分 再開 午後4時11分)

◆再開

●委員長 (住田清美)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第42号 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

議案第42号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長 (堀田丈二郎)

議案第42号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明します。

要旨にて説明します。6ページをご覧ください。提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正です。

制定改廃の根拠等は、一般職の職員の給与に関する法律が改正されることに伴い、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を増額するものです。

市民への影響ですが、市民及び消防団員が、消防作業等の従事中に不慮の事故に遭った場合の損害補償額が増額されるものです。

施行日は、令和6年4月1日です。説明は以上です。

●委員長 (住田清美)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第43号 飛騨市手数料徴収条例及び飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

次に、議案第43号、飛騨市手数料徴収条例及び飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長 (堀田丈二郎)

議案第43号、飛騨市手数料徴収条例及び飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明します。

要旨にて説明します。8ページをご覧ください。提案理由は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正です。

手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、原則として3年ごとに見直しを行うこととされており、令和5年度において、関係省庁にて手数料標準額の見直しが行われたことに伴い、次の2点を改正するものです。1つ目が飛騨市手数料徴収条例の改正ですが、液化石油ガスの保安法において、許可済みの移動式製造設備を高圧ガス保安法の用途に使用するための許可手数料を新たに加えるため改正するものです。もう1点が飛騨市消防法等関係手数料徴収条例ですが、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に係る審査の手数料の金額を引き上げるために改正するものです。

市民への影響等ですが、該当施設を設置しようとする事業者の手数料が増額となるものです。

施行日は、令和6年4月1日。説明は以上です。

●委員長 (住田清美)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員 (中田利昭)

市民への影響ということで、「条例施行後に該当施設を設置しようとする者の手数料が増額となる。」とあるんですけども、新しく設置しない人には手数料がかからないということですか。

●委員長 (住田清美)

答弁を求めます。

□消防本部予防課長 (竹原勝浩)

もちろん設置するものには負担がかかるということですし、危険物施設を設置しないものは設置料は発生しないというものです。

●委員長 (住田清美)

ほかに質疑はありますか。

○委員 (前川文博)

この屋外の浮き屋根式タンク、手数料が何百万円と高額なものがあるんですけど、一番高いも

のだと879万円ですか。これは飛騨市に今あるんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□消防本部予防課長（竹原勝浩）

太平洋側のコンビナートというイメージをしてもらえば。あそこの円柱の油を入れるタンクのことなんです。飛騨市にはありません。

○委員（前川文博）

海の近くにあるガソリンとかを入れる大型のタンクですよ。今日もあったんですけど、ほぼないので条例から削除しますとかというのもあったんですが、消防のこういうものというのは飛騨市では今後ない、できないと思われるものですが、こういうものというのは絶対に残していかなければいけないものなんですか。さっき、ほかのものでもほぼほぼないからとか、対象者がいないからと消していくというのも出てきたんですがこの辺はどうなんですか。

□消防本部予防課長（竹原勝浩）

確かに今現在では今後も設置することはなかろうということもあるんですが、やっぱりゼロではない限りあげさせてもらいました。

ちょっと余談になるんですが、浮き屋根式ではないのですが、県下にも4つしかない施設の1つが飛騨市にもあるんです。それを考えるとゼロではない。今説明させてもらったものはK a m L A N D（カムランド）で、液体シンチレーターの入った丸い貯蔵施設ではないですが、あれも危険物施設として括っておりますので、今後あるのではないかと、ゼロではないということで今回提案をさせていただきました。

△市長（都竹淳也）

今の件ですが、さっきのやつは市独自の条例なので、こういうものは細かくチューニングしていく必要があると思うんですね。ですけど、今回のやつみたいに国の法令に基づいてやっているものというのは揃えてあるというところがデフォルトになっているので、その意味ではチューニングするというよりは、都度都度改正していくというほうが合理的かなと思います。

○委員（中田利昭）

もう1つ教えていただきたいんですけども、これって要は高圧ガスを製造するものみの条例と考えてよろしいですか。高圧ガスの定義がよく分からないので。ここには「高圧ガス（液化石油ガス）」と書いてあるんですけど。

□消防本部予防課主査（間所篤司）

今回の件ですが、移動式製造設備ということですのでガスのタンクローリーをイメージしてください。あれは液化石油ガスのほうの法律で許可したものを、工業用に使いたいがために今度法律が高圧ガス保安法に変わるんです。そちらでも使ってもいいよという許可を与えるための6,000円という手数料になります。

□消防長（堀田丈二郎）

補足させていただきますと、液化ガス保安法は民生用、一般用向けの法律でありまして、高圧ガス保安法は工業用、産業用に使う場合の規制ということになります。

○委員（籠山恵美子）

せっかくですから基本的なことを教えていただきたい。これになぜ消防署が関わるのかという、危険の点検をするためとかですか。

□消防本部予防課主査（間所篤司）

消防の危険ということではございません。もともとは県のほうで行っていた事務が岐阜県においては各市町村へ降りてきたということで、そういった事務の手続きになります。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結しこれより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決いたしました25案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成につきましては委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長（住田清美）

それでは以上をもちまして、第4回総務常任委員会を閉会いたします。長時間にわたり、慎重審議していただきありがとうございました。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時23分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 住田 清美